

## 会議名 第22回豊島区基本構想審議会

詳細 - 企画課 電話03 - 3981 - 4204

附属機関又は 会議体の名称	第22回豊島区基本構想審議会	
事務局（担当課）	企画課	
開催日時	平成17年11月18日（金）18：30～20：30	
開催場所	議員協議会室	
出席者	委員	森田 朗（東京大学大学院院長） 金井利之（東京大学助教授） 渋谷 秀樹（立教大学教授） 恒吉僚子（東京大学助教授） 宮崎牧子（大正 大学助教授） 四阿知子（一般公募） 伊藤榮洪（教師） 高橋明宏（一 般公募） 三井菜摘（一般公募） 本橋弘隆（区議会議員） 小林俊史 （区議会議員） 小林ひろみ（区議会議員） 吉田 敬（区議会議員） 水島正彦（助役） 今村勝行（収入役） 以上出席者15名（敬称略） 欠席者5名
	幹事	政策経営部企画課長、同財政課長、同行政経営課長、同広報課長 同施設再構築・活用担当課長
	その他	政策経営部長、区民部長、清掃環境部長、保健福祉部長、池袋保 健所長、子ども家庭部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選 挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長
公開の可否	公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	案件 1．開会 2．議事 （1）「成果指標」の選定について（小委員会報告） （2）「新たな地域経営の方針」について（小委員会報告） （3）今後の審議会運営について	

### 1．開会

事務局： 定刻になりましたので、これより第22回豊島区基本構想審議会を始めさせていただきます。本日のご出席の状況でございますが、B委員、I委員、N委員、S委員よりご欠席のご連絡をいただいております。また、J委員、P委員におかれましては少し遅れていらっしゃるということでご連絡が入っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の資料でございますが、資料 22-1「成果指標一覧」、資料 22-2「新たな地域経営の方針」、資料 22-3「今後の基本構想審議会の運営について」、最後に、前回の審議会の際に、小委員会の議論のために各委員の皆様からご意見をということでお願いいたしました、〇委員よりご意見をいただきましたので、席上に配布させていただいております。

それでは森田会長、よろしくお願いいたします。

森田会長： それでは、第 22 回の基本構想審議会を開催いたします。今日は、お忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。今日は、次第でございますように三つの議事がございます。一つ目が「成果指標」の選定について、二つ目が「新たな地域経営の方針」、三つ目が今後の審議会運営についてでございます。いずれも前回の審議会におきまして、今日実質的なご審議をいただくということで、小委員会で既に入念なご検討をいただいているものでございます。

今申し上げましたように、議事次第の順番でいきますと、「成果指標」、そして「新たな地域経営の方針」、そして今後の審議会運営についてという順番に書かれておりますが、今後の審議会運営につきましては、この審議会の答申のあり方にかかわることもございますので、金井委員長と私の方で相談させていただきまして、この議題を最初に取り上げさせていただきたいと思っております。その後、それに続きまして「成果指標」「新たな地域経営の方針」についてご審議いただければと思っております。

この審議内容について細かくご議論いただきますと大変時間も要しますし、時間をかければかけるほど後で審議する事項については、どうしても粗になりかねませんので、その点を踏まえまして、前回、小委員会で丹念にご審議をいただいて結論を一応出していると思っておりますので、小委員会の報告を踏まえて、それについてご質問・ご意見等を寄せていただく。そうした形で効率的に説明し、なるべく予定された時間内で終わらせるように努めたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、今申し上げました順番に従いまして、まず今後の審議会の運営につきまして小委員会委員長の金井委員からご説明をいただき、ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

金井委員： 資料 22-3 をごらんいただければと思いますが、小委員会で区民委員さんのご協力を得ながらいろいろと審議をして、非常に大変であるということも実感し、行ってきたわけでありまして、それも踏まえまして、文書にしますとちょっと堅い表現になりますが、進め方としてご提案できればと思ひまして、まとめさせていただきました。細かい点は、事務局の方でご説明をお願いします。

事務局： <資料 22-3 に基づき説明>

森田会長： ありがとうございます。金井委員、補足的な説明ございますでしょうか。

金井委員： 前回、この全体会で会長と事務局でちょっと意見が違ったのは（６）の点ですが、やはりパブリックコメントを行ってから答申をした方がいいということで、こういう方向がいいのではないかとということでございます。あと、やはり小委員会でいろいろ細微に議論がわたって、非常に大変であったということもあり、このような感じで進めることができればとご提案を申し上げたいと思っている次第でございます。

森田会長： ありがとうございます。答申の内容とこちらでの審議の範囲、そして責任を持って答申できる範囲をこのような形にしてはというご提案でございますが、これについていかがでございましょうか。

〇委員： この（１）と（２）の部分で了解できるのですが、その後ろの部分の考え方と運営についてからですが、結論的にいえば、これから、答申を出さなければいけないということでは、おしりが決まっているので十分な審議を尽くせるのはここまでだから、これで審議会の方は終わりにして、答申として出して、あとは区長にお任せというふうに見えるわけです。

それで、私はそれでいいのかという部分が幾つかございまして、それはこの間の小委員会への意見の中にも書きましたが、まずこの間ずっといろいろ議論をしてまいりました。特に、既存事業について重点化とか、重点課題とかそういうものをつけていくということも含めて施策別にも、あるいは既存事業についてもやってきて、そして今回はそういう中で成果指標ということをやってきたわけです。実際に、この計画ができたならどういうふうになっていくのか。私たちが今まで議論してきた部分はこの計画の、当然ですが一部ということになるわけですね。はっきりいえば、今ここまで断定はできない部分もあるんですが、合意ができるかどうかはまた別にして、今やっている事業については、こんな感じでいきましょうという、それはわかったんですが、これからどういうものがやられていくのかというところが見えてないわけです。方向性は出ています。例えば、重点施策を原則として中心として新規事業をつけていくんだということは言われていますが、何が新規事業として出てくるのかというのはまだはっきりしていないんだと思うんです。その新規事業が何かということが、やはり新規あるいは拡充という部分、そういう部分が何かということが、将来どんな区をつくっていくかということについては一番大事なところではないかなと思うんです。そういう意味もあって、この間議論してきて、一番最初に書いてあります、重点施策とか、成果指標とか、新規事業とか、計画事業、計画外事業いろいろなことをやってきたけど、これがどうなってくるかというのは、はっきりいえば新規事業が何になるのかというところがあって初めて全体として基本計画になるんじゃないかなと思うんです。

だから、そこが出てこないことには、例えば言ってしまうと、成果指標の中

に特養ホームを増やすという方向の成果指標が出ています。これは新規で作るというものがなければ増えないわけですから、多分増やす方向であるんだろうと、新規で出てくるんだろうとは思われます。そういうものがあるものかないものがあったり、というところも含めて、何が新規になってくるかというところが一番の区民の関心でもあり、私たちが今まで議論してきた中で、これをこういうふうに変えていくんだとか、こういうものを作ってほしいとか審議してきた部分じゃないか。それは、とりあえずこのやり方でいくと、区の方に出していただいて、それについては、ここの審議会ではやらないということになってしまうと、これはちょっと重要な、画竜点睛を欠くということになってしまうのではないかという心配があって、私はそういうやり方ではまずいんじゃないかと思っております。その辺は、皆さんもどうお考えになるか、あるいは区もどうお考えになるか、これを伺いたいと思っております。

金井委員： 今の〇委員さんのご意見は、小委員会でも十分議論いたしました。実は、この豊島区の基本計画も当初は、〇委員さんがおっしゃるように、財政フレームを前提にこれだけのお金が新規計画には割り振れると。そのもとで新規の事業を入れ込んでいくという方針を立てていたのですが、しかし、昨年の段階で財政状況は極めて厳しくて、そのようなプラスアルファのお金がどの程度あるのかということ、限りなくゼロに近いという話が出てきて、限りなくゼロに近いものを議論して新規をやるということは新規がゼロであるということに限りなく近くなって、それでは何のために議論をしていたのでしょうかという話になって、そこで基本計画の作り方がある意味でかなり大きく変わらして、優先順位をつけていくと。どの程度お金があるのかというのは、財政フレームが非常に流動的なので正直いうとよくわからない。ということなので、たくさん新規事業ができるかもしれないし、できないかもしれないし、これは、ほかの財源が増えるかどうかということと、それから、ほかの事業を廃止してお金を生み出せるかどうかということにかかわってくるので、そこは何とも言えないという状態になったと。その状態で、計画なしでいくのかという議論をした場合に、やはりそれは無計画で場当たりのいくのはどうなのかということ、そういうふうな方針を模索する中で優先順位をつけていくと。細かい、あれを切るとか、これを増やすという話は、やはり最終的にはお金との見合いで行財政改革プランで決めていくしかない。しかし、それは毎年度のどさくさの中で、あれを増やして、これを減らしたというふうになってしまうと区としての大きな方針がない。そういう意味では毎年度の行財政改革プランで具体化していくときに、どのような方針といいますか、方向性を決めるということ、その一つが優先順位ということですが、それを決めていくという方針になったのではないかなと理解しております。

そういう意味では〇委員さんがおっしゃるのは、ある意味で通常の基本計画の作り方は、まさに委員のおっしゃるとおりなんです。豊島区の状況がそれを残念ながら許してくれなかったということです。その中で、計画を作らないのか、それでも何とか区に計画的な方針を示させて、区長にこの方針でやらせたいという区民や皆さんの意見をどういうふうに具体化することができるのかということによってこういうことになってきたのではないかなと思います。

新規事業に関しましては、重点施策を選ぶということで、そこを重点的に新規を目指してほしい。それから、もう一つは、成果指標を入れるということで、先ほど〇委員さんがおっしゃったような形ですね。成果指標を設定するということがある意味で、どういう具体的な方法を取るかはともかくとして、何らかのことをやれという方針になる。その具体策は、毎年度、区側に具体的な知恵を絞っていただく。さらにいえば、議会にもっと具体的に決めていただくということになるわけで、そういう意味では議会の先生方の責任が大変重いというふうに思うわけですが、そういう意味では具体的にどうなるのかというと、それは、こういう方針を示した上でやっていただく。ただ、それは、財政状況とか、他の事業の廃止状況等によるので、それは、非常に流動的にならざるを得ないというので、ある意味で新しい時代の総合計画のスタイルを作りつつあるのかなと考えております。

〇委員： そのこの部分で、例えば、区にお任せしたときに、新規事業というのはどうなってくるのか。私たち、基本計画を作ったのは、概ね 10 年期間があって、それから前期と後期に合わせて、特に前期については、かなりここまでというようなことを目安にやってきたんだけど、例えば、区に出してもらった新規計画とか拡充計画というのは、5 年分なのか、1 年分なのか、10 年分なのか、今全くわからないわけです。それから、金井委員長のおっしゃることもわかるし、言われてみれば古い形かもしれませんが、私が考える基本計画というのは何回も言っているかもしれませんが、一体何が今区民にとって必要なんでしょうか、そういうところを目指して、例えば特養だったらこういう暮らしでこれが必要だという。しかしながら、確かに財源が今こうだから、場合によってはとにかく 5 年間で緊急にここまで整備しなさいというものがあって、初めて事業費がこういうふうにかかるし、財源としては、例えば国がこれだけ来るとか、都はこれだけ来るとか、区はこれだけ持ち出すとか、あるいは民間誘致でやればこうなるとか、そういうものがやはりあることが必要だろうと、そういう意味で、それが完全に 100% できるかどうかわかりません。例えば、今、区がやろうと思っている特養というのは、民間を誘致するということだから、誘致して、よし、私がやりましょうという民間の社会福祉法人や、そういうところがなければできないわけですから。でも、そういうことはやりましょうよということ

区が、これだけお金はかかるけど、そういうことがあればできるんだということ、そういう意味で水準を示すというのが基本計画だろうと私は思うんです。あるいは、公営住宅やファミリー向け住宅、あるいはファミリー向けの施策でも、やはり、今そういう人たちに必要だからここまではやろうとか、そういう水準を一定示す。ただ現実には、例えば、三位一体で国の補助金が変わってしまったとか、社会状況が変わってしまって、どうなるかわからないし、あるいは、財調の問題もあるし、いろいろあるけれども、でもここまではこういうふうにやりましょうよというところがあって初めて財源の裏づけのある、ある意味での計画ではないかなということはずっと想像はしてきたんです。ところが、この部分だけだと、さっき言ったように、一体本当にこの後の一番大事な先の部分についてどうなっていくのかというのが、今、全く見えない状況で、それは一応区にお任せしますということでもいいのかどうかという、大枠の部分もそうだし、小さな問題もそうではないかなと思うんです。

金井委員： O委員さんがおっしゃることは、まさに前提でこの審議会自体がスタートしていたんです。将来がはっきり見えないというのは、財政フレームがないということで、確かにどこができるのかわからないんですが、去年の段階で出されたときには、確か1億円ならできるよということ言われたんです。1億円で何ができるのかという話になって、まさにO委員さんがおっしゃったことを確実にやるとすると、1億円で盛り込めるものしか盛り込めないということになってしまうと。そうすると、あまりにもブアな内容になってしまうということがあって、それを取りきれなかった。本来ならば、右肩上がり、あるいは極めて大胆なリストラを行うという予定があるのであれば、新規事業に回せるお金を財政フレーム上出すことができた。その方が望ましかったのかもしれないですが、結果的には、残念ながら豊島区の状況はそれを許さなかったということで、方向を転換して、それは決着済みといいますか、そういう方針で議論をせざるを得ないということで来たのではないかなと思います。ここで、具体的にやるというと、また財政フレームを出して、幾ら新規事業に使えるのかという話になって、おそらく財政事業が好転しなければ極めてミゼラブルな金額しか出てこないということになった場合は、むしろO委員さんがおっしゃるようなことは盛り込めなくて、かえって全部できないということを確認することになる。つまり、この計画では、確かにもやもやなんです、はっきりすると何もできないということがはっきりするということになる基本計画が果たして委員の望ましいことなのかと考えると、やや疑問ではないかなということで、おそらく去年の段階で方針を転換したのではないかと理解しております。

L委員： ほとんど金井委員長が言い換えてくださっているんですが、(2)に見るように、やはり責任を持って答申するという姿勢が大事だと思うんです。責任を持

って答申をすると同時に、その答申が権威があるものでないとだめだなと思っているわけなんです、権威というものを導くためには大抵こういった審議会の場では、ほとんど多くの方が納得したとか、みんなが同意を取りつけられるという事柄について固めて、そして方針という形で持って行って、初めてそれを区長も尊重するという構図が生まれてくるだろうと、私は、今までの方針ものを見ていて感じるんです。これに加えて、これからまた新たに「新規重要事業（公共施設の再構築を含む）」とか「としま戦力プラン」というものを入れてしまうと、まさに金井委員長がおっしゃったような財政がこういった状況ですと、さらに議論が制限化して行って、合意どころか、まさに蜂の巣をつくような形になります。そういったことは、やはり前回も申し上げたと思うんですが、審議会の機能というか、審議会というものが担うべきものの外に状況にはいつてしまうのかなというのが私の思いといたしますが、審議会というのはそういうものだと思っております。まさに、この「新規重要事業（公共施設の再構築を含む）」というのと「（仮称）としま戦力プラン」というのはもう審議会というステージよりも政治というステージ、つまり上部局に投げ返すのがいいのかなと私は思っておりますので、金井委員長さんがつくられた「今後の基本構想審議会の運営について」というのは、私は賛成いたしております。ただ、(7)のこのスケジュールは、前回示された第2案だと私は記憶するんですが、私は第1案の方がいいと思ったんですが、ただこれもパブリックコメントが先にあって、その後答申を持っていった方が、まさに責任ある答申というか、権威ある答申により近づくのでしたら、私もこれでよろしいので、(7)のこれで了解いたします。したがって、このレジュメのようにお決めいただければ結構かなと私は思っております。

○委員： そうすると、考え方としては、いわゆるここまでの考え方でとりあえず、これで答申とするとか、基本計画とするというふうになるのか、その後の区が盛り込むものも最終的には入るんですが、それはどこの時点で入って、どういう形で組み込まれるのかという、ここにはちょっと書いてなかったのも、もしかしたら説明があったかもしれませんが、それはどうですか。

事務局： この 22-3 の資料のスケジュールのところの 、ここでご答申ということをしていただけましたら、それ以降、3月末までには区の方で、ただいま申し上げました新規事業といったものを基本計画の方針に基づいて盛り込んだ上で3月中には策定するという事を考えております。

○委員： そうすると、とりあえず素案をまとめて1月、ここの部分までで実際にこれでどういうふうになるかということについては、今あまりよくわからないわけですね。つまり、方向性としては、答申は、こういう既存事業とか、一応成果はこんなふうにしたいということまでは審議会の中で決めて、それをパブ

リック・コメントにかけるということは、新規ではこんなことをやろうと思っているとか、せめてですよ、できるかどうかじゃなくて、やろうとか、そういうことは、区民にはパブリックコメントにはかけないということになるんですか。

金井委員： 少なくとも、この答申をとりまとめる部分はパブリックコメントには入らないということになります。答申をするために必要な素案をお示しいたしまして、それに対して、どういう答申、例えば地域経営の方針にこういうことを盛り込んだらいいのではないかとというようなご意見を頂戴いたしまして、それを含めて最終的な答申とするということでありませう。

○委員： そうすると、例えば、そういうふうにごここまでしかできないのではないかと、後は行政にお任せした方がいいのではないかとということになったとして、区民にその部分だけで意見を聞いたときに、実際これでどういうふうになるのかということのは、区民にはわからないんじゃないかなと思うんですが。

事務局： 確かに2月の下旬の答申の中には新規事業が入っていない。つまり、審議会で、この答申の中に、新規事業は盛り込んだ上で策定をしてくださいというご指示を受けるわけでございますので、それについては、区長の方で盛り込んだ後に、もう一度区民の皆さんのご意見を聞くというステップは努力しなければいけない、またやる方向で検討したいと思っております。ですから、2回、区民の皆さんからご意見を聞くということも必要だろうと思っております。

○委員： そういう意味では、意見を聞く部分はいいんだけど、一番心配なのは、さっきから言っているように、この答申ができて、実際に、どうなるんですかというのを、いってみれば、私たち基本構想の審議会の委員も実際に何が、これはできて、これができないというのがわからないわけですよね。その部分で、やはり区民が一番それを知りたいんじゃないかなと思うんですが、一方ではっきりいえば予算の審議がやられて来年度の部分については出てくるし、それから議会の方には、新しい公共施設の再構築のことについては、本当はこの間の15日に発表の予定だったんですが、できませんので、また今後になりますというような報告がありましたが、そういうものは実際に出てくるんですよね。

金井委員： まさに議会に出ているのであれば、当然区民に示されているということなので、それは議会の方で広くご審議いただくことになるのであって、それはそれで非常に素晴らしいことだと思うんですが、審議会及び審議会答申をどうすべきかという話はここで議論した範囲内で行うしかないということです。

それから、繰り返しになりますが、先ほど○委員さんがおっしゃっていることをやりますと、ほとんど何も新しいことができないということを確認することになるんです。それがいいのか。それはさすがにまずいのではないのかとい

うのが去年の合意だったのではないかなと。〇委員さんが言うと、新規事業は何もやりませんという計画を立てた方がいいと、そういうふうにおっしゃっているとしか理解できないので、それはおそらく委員さんの真意ではないと思いますので、それを踏まえ、こういう方向に方針転換したのではないかなと。新規事業ゼロにしたいというご希望があるのであれば、そういうふうにご提案いただければと思うんですが。

〇委員： 新規事業をどうやってやるかという部分については、それこそ行政の頭のひねりどころだと私は思うんです。私たち区民としては、あるいは審議会の委員としては、やはりこういう方向でできたと。確かに財源の裏づけがあると言うと縛られてしまう。金がないんだからどうしてもこっちを削らないでこっちをやらないといけないんじゃないか。そういう面では、何で金がないのかということから考えていけば、今の三位一体の問題だとか、財調の問題だとか、あるいは介護保険でもどんどん国の負担は減って行って地方自治体におりてくる問題だとか、そういうところも含めて、どうしたら本当に今必要なものができるんだろうか。本当は、ここまでやりたいんだというところを改めて基本計画では、答申としては示す。実際に行政が、そうは言っても結果的にさっきも言いましたが、国の法律は変わるし、とにかくどんどん削減する方向になっていますし、東京都も今度保育園とか児童館の補助金、これを一般財源化というか、包括化していこうとしているし、本当にそこまで細かいことまで考えたら、今本当に皆さんがやろうとしているもの、今その制度の流れの中でやろうとしているもの、本当にできないんですよ。だけど、そうじゃないという方向に持っていくには、やはりこれは必要でしょうというものを、こういうふうにやってほしいんだというものを出すことが、私は、基本計画としては必要ではないかと思います。そういう意味での新規事業について、こういうものやってみましょうということについて、目標は、少なくとも例えば5年なり10年なりでこういうことをやっていこうというものを区は持っているし、それはできないかもしれないけど、それは出るはずなんです。だから、個別にいろいろあるかもしれないけど、やはり答申としては現状そういうものも新規拡充事業というものも、このくらいはお金がかかるけどこういうものやっけていきたいと、こういうものを入れてこそ初めて基本計画になるんじゃないかなと。行政が好きなようにやってくださいというのをストップさせるというのだったら、そこまでやらないと本来の基本計画にならないと私はそういうふうに考えます。

Q委員： 〇委員のお話よくわかります。よくわかりますが、基本計画というのはまさにおっしゃっているようなものでしょう。また、金井委員長もそういうふうにおっしゃっています。しかしながら、先ほど来、金井委員長がおっしゃっているような状況の中で、そういった厳しい財政の中でできないですよ。これは私

どもに責任があって大変申しわけないと思いますが、ですから方針を変更することをお願いしているところまできているわけです。そして、今回のこの書き込みの中で「答申が示す基本方針に従い、区長の責任で基本計画に盛り込んで策定すべきだ」ということでとりまとめをしていただくということで、疑念を持ってらっしゃるんです。しかし、区長の責任で基本計画に盛り込むことのどこが悪いのでしょうか。これは私、先生のご主張がわかりません。全く勝手に自分勝手にやるわけじゃないわけです。予算審議が上がれば、住民の代表である議会の先生方のご意見を聞いたりしながらまとめていくわけです。しかも、従前以上に慎重にならなければいけないわけです。既にご案内のように、一般財源の中で1億円しかないわけです。このくらいみんな知恵を出して、今、大分来てます。その中から財源のあるもの、ないものを精査して、そしてこれまでご審議いただいた、この審議会でのご意向も頭に入れつつ、整理をしていって、そしておさめるわけです。それもできるのは18年度だけです。もっと長期に出せばいいんです。とりあえずとしては1億円ずつを財政重視計画の中に入れていますが、5年分がぼんと出せるような状況じゃないわけです。

ですから、少なくとも来年の予算編成のための枠の中、この1億円の中に何を入りたいのか。それではその中で当然、これまでのご審議いただいた基本方針、重点施策、これらを頭に置いてやるわけですから、これが何で悪いのか、行政不信はわかりますが、ちょっとどうかと思います。委員は、特養をたびたび、お話になりますが、これは重要課題です。重要課題ですが、自ら建設するということはできないわけです。これはたびたび申し上げます。そうすると、重要課題でありますから、来年のその1億円の中で出せるかといったら建設できないわけです。そうすると、民間誘致の中で案件があれば積極的に取り上げます。そういうものがあるか、ないのかということも重要課題にある限りは、最後の最後までそうした施策を一つも捨てないようにやるというつもりでありますから、そこはひとつ行政の方針にさせていただいてやっていきたいなと思います。それらすべてまとまるまでこの審議会が解散できないような状況は、いささかどうかと思います。

○委員： 今、Q委員から、特養は重要課題ですというふうにおっしゃいましたが、私もそう思いますが、ただどもこの基本計画の中ではそういう位置づけには残念ながらないんです。そうおっしゃるんだったら、だからそういうふうにして、これもきちんと重点ですとおっしゃっていただければ私もわかりやすいんです。だから、成果目標と新規事業と重点施策とそういう関係がどうなっているんでしょうかというのが本当に私、わからないんです。最後の、はっきりいえば新規事業、こういうものをやるんですとか、こういうものをやりたいんですというのが、やはり一番区民の中では関心もあるし、そうかという部分と

いうのはあると思うんだけど、それが出ないで、そこははっきりいえば全くお任せみたいになっている部分があるし、今拡充という部分だけ見ましたが、逆にいえば、この基本計画の既存で進めている部分の中にはものすごくお金をつぎ込むものもあるわけです、東池四丁目の問題なんか。これも基本的には重点施策の重点になっているから、これはやっていくわけです。私は、これは少しストップしてでも福祉に回せと。

森田会長： 申し訳ございませんが、その中身につきましてはもう既に審議をして皆さんに一応ご了解いただいたと思いますので、それについての蒸し返しはやめてください。

〇委員： これも必要な話です。だから、こういうものが重点だとか、既存でAAだとか、施設でこれはやっていくんです。ここにも、例えば推進とか実施というふうに既存事業でも計画事業で入っています、推進とか維持とか。ゼロじゃないんです。

森田会長： 議事進行のため、〇委員に伺いたいのですが、私の理解でいいますと、小委員会の理解としましては、そうした実質的な具体的なことを書いたとしても実現の可能性が非常に少ない。それをあえて書くとしみますと、この審議会の審議の結果と答申というものが非常に虚しいものになってしまうじゃないかと。したがって、可能な限りで私たちが責任を負える範囲で審議した中で、先ほどQ委員がおっしゃいましたように基本方針を出して、そこから具体的にどうできるかという判断については、区長にお願いしたいというのがご主張だったと思うんです。今までのご発言を伺いますと、それでもあえて実質的なことを書くべきだというご主張にも聞こえるんですが、そうだといたしますと、それは実現の可能性について非常に乏しいものになってしまう。そういう答申を出すべきだというご主張なのか、その辺をはっきりしていただきませんか、どうも議論が繰り返されているようです。

〇委員： 実際上、最終的に、例えば、どの事業をやっていくかとか、どれをどれくらいできるかというのは、最後には、行政がそのときの財政事情によって決めていく部分は、私も認めます。しかし、それでは、何をやるのかということについて、このままでは、この計画では何をやるのかについては、特に新規のものについてはわかりにくいというか、ほとんどわからない。

森田会長： わかりにくいというところですが、わかるように書けないというのがそもそも委員長のご発言だと思います。

金井委員： わかるように書けば何も書けないということがわかるということで、それを望んでおられるのかというご質問をしたところ、そうではないということで...  
...

J委員： 大体、長期計画というのは企業でやっても、5年とかのスパンでやっても、3

年以降というのはほとんど余談というか、ボリュームがないものになり、1年か2年、せいぜいそのくらいのものでしか積み重ねられないんです。だから、方針を決めるのが長期計画で、5年後に何やるか書けと言われても、書けるわけがない。それを今ここで議論を何回繰り返しても意味がないので、結論を早くお願いしたいと思います。

M委員： 先ほどから繰り返しの話になって、重点施策の話も前回のときにもう話は済んでいるはずですが、やはり今の区の現状を知った上でこの基本計画について我々は建設的に意見をまとめて計画を作ろうという会ですから、それはそもそもそういうことを持ち出す区が悪いんだという話になっても困る。やはり、それは、我々の責任でもって答申を書くのであれば、絵に描いた餅みたいなことを出してみても、それを区民に対して、こういう計画でいいんでしょうかと、ということもこれはまた問題だと思いますから、今この委員会の中で知った事実を基にして今できることを大前提にこの計画を作るべきだと思います。

その意味では、しょうがないという言葉もあるけれども、しかし、今回は成果指標ということも出ましたし、具体的な方向性については、政策も列挙して書いてあるわけですから、その方向性に基づいて来年からどういう具体的なことをしていくんだらうかというところは、区長の裁量でやってもいいんじゃないか。その前提の部分は、我々の基本計画の委員会で作るんだというところは踏まえてもらって、これで進めていいんじゃないかと私は思っています。

森田会長： 大体ご意見、方向も出されたような気がしますが、それでは一応この件についてはよろしいでしょうか。

O委員： 先ほど言ったように、財源がないんだからということで方向転換をした。方向転換をしたときに、それでは財源の裏づけのある計画というのはちょっと無理なんだと。こういう方向転換だったと私は認識して、その中で金がないからということでいうと、さっき言ったように、結果的には金がないんだから、これだけはやりましょうというところ、やはり財源の部分にもものすごくこの計画づくりのところ固執してしまっているというか、引っ張られていて、新しいものも1億円しかないんだからできないんですというところにやはりちょっといってしまっただけではないかと思うんです。本当に財源の裏づけがないということであれば、その前から私たちお金がない中で、どういうふうにしようか。でも、これはぜひやってほしい、こういうところでやってほしいという議論をずっとしてきたはずなんです。この中で、せめて意見が出たいろいろなものがありますよね。それから、区がその当時やりたいと言っているもの、そういうものがどこまで入るかは別にして、これはぜひやりたいとかそういう部分できて、初めて私は基本計画だと思いますので、その点についてだけ最後一言言って、そういう意味ではこのスケジュールで入れないということについて、

やはり納得できません。

森田会長： 納得できないというご意見ですが、ほかの方は、いかがでしょうか。場合によりましては、もうこれ以上あまり議論することの生産性もありませんので、必要であれば採決を取りますが、そうでなければこれでよろしゅうございますか。

Ｌ委員： 採決をお願いします。

森田会長： では、この審議会の運営案について、これでいいという形でご賛成の方は挙手をお願いいたします。

反対は、おひと方ですので、この前提でもって、これからの審議を進めさせていただきますし、答申もこれに基づく形で作成するということにいたしたいと思います。

それでは、次に小委員会報告としての「成果指標」の選定について、金井委員からご説明をお願いいたします。

金井委員： 資料 22-1 をごらんいただければと思います。前回、既に原案をお示しいただきまして、それから〇委員さんから詳細なご提案をいただきまして、一つ一つなるべくこれをどういうふうに生かしていこうかということ議論してまとめたものがございます。変更点が 1-1 に関するもの、それから 1-2 に関するもの、それから例えば 5-5 に関する追加案、また具体的に幾つか変更した点がございます。これにつきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局： <22-1 の資料に基づき説明>

森田会長： 審議過程その他につきまして少し補足していただきたいんですが。

金井委員： 小委員会では、いろいろな点についてかなり細かく議論いたしました。それから、〇委員さんから具体的なご提案をいただきまして大変ありがたかったかなと思っております。例えば、〇委員さんから「パトロール団体数が上げられているが、これは活動指標になるか疑問。本来、安心な町といえるには、犯罪自体たとえば空き巣が減るなどが一番よいはずである」という具体的な指摘をいただきました。具体的な指摘があると成果指標にどういうふうに具体的に形にしていくのかというのが比較的議論しやすかったので、いろいろと事務局の方に何か資料は出せないのかという形でこれら変更をとりまとめることができたかなと思っております。なかなか文書だけでは真意がくみ取り尽くせたかどうかわからないので、個別には〇委員さんにもぜひご出席をいただきたいと思ったんですが、残念ながら口答でのお話は伺えなかったんですが、いろいろと実りある審議ができたかなと思っております。

森田会長： ほかに小委員会の方で補足的なご意見いただけますか。特にございませんでしょうか。それでは、既に原案をお示しして、小委員会の方にご意見を提出していただいて、それを小委員会で反映をさせていただいたということでございま

すが、さらにこれにつきまして、反映の仕方が不十分であるとか、どういう理由でとかそういう形でのご質問があれば承りますが。

M委員： この指標については、非常に難しい課題について小委員会で議論していただいたということで大変だったと思いますが、具体的な数値を目標にする場合にはその裏づけというのが必要でしょうから、その一つ一つをとっていてもなかなか目標値の設定というのは難しいんじゃないかと思うんです。私も前々から提案しているのは、図書館の1人当たり貸出冊数というのを一つテーマに持っていますが、現状が18、9冊のものを10年後に21冊というのはどういう世の中に変わるんだろうと考えてみますと、大変なテーマなんです。21冊にしたときに、どういうふうに効果が現れるかとか、そのときの人口が何人なんだろうとか、そのときに必要な本の冊数は何冊なんだろうといろいろ考えてみますと、なかなか設定が難しいということで、その中でもこれだけの数値が出てきたことは評価していいんじゃないかと思います。しかしながら、もう一方で矢印の部分も含めて、やはり今後それなりに一つ一つのテーマについて研究を重ねながら豊島区が目指していく数値というものを追い求めていく必要があるだろうと思うんです。それで、お聞きしたいのは、今後この計画が示された後でも、この矢印、上方も下方も含めて具体的な裏づけのある理論のもとに豊島区が求めていく数値というものを発見していく、そういう作業を続けるという認識でよろしいのでしょうか。

金井委員： まさにこの指標等については、前回の資料に「基本計画の構成」というところにあったと思うんですが、指標については3年くらいを目途に見直していくという、研究を進めていくということが一つ制度としては予定されています。それからもう一つ、事務事業評価、行政評価自体の制度がまたあって、総合計画とは別系統にあるということです。それから三つ目は、これは今後の議論になるかと思うんですが、総合計画の進行管理及びフォローアウトの仕組みについては、もうちょっと具体的にどうしていくのかということも含めて最終的には考えていく必要があるのではないかなと思っておりますが、少なくとも指標については、3年ごとに見直しをするということを書いてあったのではないかなと思います。

事務局： 本日の資料でご用意いたしました資料 22-3 におつけしております。審議会の運営の次の6頁目でございます。ここに前回もお示ししましたが、「成果指標の必要性と意義」という考え方が書いておまして、この にごございますが、今回設定した指標の達成状況については、実施計画として位置づける行財政改革プランの中で毎年度その進捗状況は明らかにしていくということが1点目。また、アンダーラインが引いてある部分につきましては、小委員会の中で委員のご指摘を踏まえて入れた部分であります。主要な設定する目標数値が

設定はしたけれども実態の数値となかなか接近しない、逆に、広がってしまってしまっているといったようなことがある場合には、その原因を十分究明するということとともに、指標としての有効性を改めて検証して、必要に応じた指標の変更や追加を行いまして、改善を続けていきますといったことをご答申の中に入れていただこうと思っております。具体的に何年に一度ということは、逆にいえば毎年度と思ってもいいかもしれませんが、ただ指標の変更や追加につきましては、ただいま金井委員長からもございましたが、次回までに進行管理のシステムを明らかにする中で、もう少し表現等についても工夫の余地が必要かと思っております。

森田会長： よろしゅうございますか。

M委員： 結構です。例えば、町会の加入率なんていうのも上昇をさせていくというのは当たり前の話で、実質的な成果指標を載せてどうかなということもありますが、しかし載ったことによって矢印の求めていく目標値を常に発見していくんだという姿勢が必要だろうと思しますので、これについては私は納得していません。同時に、やはり焦る必要はないけれども、これからの10年間で豊島区が目指していくしっかりとした数値、裏づけを持った数値というものを常に念頭に置いて、区民から、または議会から提案をさせていただくということについて部局長の方でも柔軟に取り入れていただきたいと要望いたします。

またもう一つは、現在示されている目標値については、やはり裏づけが必要であろうと思しますので、これは策定して区民に示す段階で一定の裏づけというものを文書化にして残しておく必要があると私は思っております。

森田会長： それはご意見として伺ってよろしゅうございますか。

O委員： この成果指標、どれを選ぶかということでは本当に大変だと思うし、目標や水準を選ぶんだったら、特養はそういうふうに入ったということはあるんですが、ほかのものでもこれは重要だということでは、これをやったということももっと入ってもいいんだろう……。やはりそういう面でいうと「みどりの創造と保全」とか、これはかなり明確な目標、緑被率を維持する区民ではだめじゃないかと思うんだけど、これは1.5平方メートル公園を増やそうという、こういうのがあれば、これはきっと公園を作る計画があるんだろうなと。そういう面では、特に意見でも言いましたが、学力の問題なんかも「学力調査で目標値を達成する児童・生徒の割合」となっていますが、やはり今全国的には全国統一の学力テストをやって、どこの辺がどうだとか、だんだんそれが学校間問題に入っていくって、あそこの学校は高いとか低いとか、そういうふうになりますと、今でさえ学校選択制で、あそこはいいというと、子どもが増えたり、こっちの学校はちょっと悪い子がいるとなると、子どもが逃げたりということで、すごい風評被害で逃げている部分で、本当に公教育がやるべきふうな、こうい

う目標を達成して、これを努力して上げるというふうにはうまくできるのかどうかというのは、私は大変心配です。

金井委員： 今の2点であります。緑被率については、やはりそういう具体的な点は小委員会の段階で出していただかないと……。

それからもう一つ、学力の2・4、これについては慎重に審議いたしました。ここで非常に精細に指標が設定されておりまして、区の独自で行う学力調査であるということ、全国的な比較あるいは23区間での比較ができないようになってしまっています。それから、当然ながら学校間での比較もできないような指標になっています。したがって、この指標はかなり重要な意味があって、O委員さんがおっしゃるようなものをむしろ反映している原案がもともと出ていたということでございますので、そこはちょっと誤解いただかない方がいいかなと。むしろそれをしないというのがこの指標であるのご理解いただければと思います。

O委員： あともう一つ、例えば地域区民ひろばの運営協議会の設置数が22ですが、子どもスキップは23となっている。小学校区ごとに区民ひろばを作って運営協議会を作ると聞いていたんだけど、どうなのでしょう。

区民部長： 区民ひろばにつきましては、昨年度来の地域の説明会の中で小学校区ごとに一つずつ作るという前提で進めてお話をまいりましたが、必ずしも小学校区を限定しないで、場合によってはエリアが大変近い、あるいは学校間のパイプが近いということと一緒にやりたいということもあるやに聞いておりますので、そういったことから一定の精査をして22ということを目指すという目標にしているということでございます。状況によりましては23になるかもしれませんが、現在のところは22でいくことが現実かなと考えているところでございます。

O委員： そうすると、子どもスキップの問題についても、現実、学校内あるいは隣接でやるということでは、学校の施設がそんな場所がないということもある。具体的にいうと、目白小学校とか、あるいは私どもの要小学校も大変だと聞いているし、あと千早小学校も今、児童館の部分はちょっと離れているし、そういう意味でいうと、これはやれるという目途が立っているんですか。

金井委員： これについては十分議論いたしたところであります。これにつきましては、目標値というのはどういうふうを設定するのか、まさに頑張れということで、先ほどO委員さんから託されましたように、できるという保証はもちろんないわけですが、頑張ると。頑張るという場合に、ここが例えば10か所というのは、じゃあ、半分ぐらいでいいと思っているのかということになりますので、これは何でも頑張るということです。お金とあまりだぶらない場合には、要は合意がどこまで取れる見込みがあるのかどうか、あるいはどうやる気があるの

かということでひとつ議論になろうかと思えます。O委員さんからいただきましたご意見は、この資料をごらんいただければと思うんですが、一つは全児童クラブ、子どもスキップ自体は小学生のことに限定されていること自体がまず大変問題であるというご指摘をいただいていたと思うんですが、ただ事業等につきましては、既にある意味で決着済みなので、それを踏まえて事業自体がどうかと思うと、それについて指標が設定できないというのはお説はよくわかりますし、事業に反対しながら成果指標を提案するというのは確かに変だなというのはよくわかるんですが、だから小委員会としては、一応こういうことは、この事業自体は入っているとというか、そういう方向であると。その方向を踏まえてこの指標を設定すること自体は、建設的に考えていくと 23 という数字は妥当なのではないかなと総合的に判断いたしましてご提案したという次第でございます。

O委員： 結構、事業で納得できないものも多いので、そういうものを指標にするというのは、そういう意味ではなるべく合意のできるものということでは合意のできるものを作ってほしいし、それから今、小委員会の委員長もおっしゃったように、あの部分、この間、説明を受けた部分が入ったことによって本当にあそこはスキップのことしか書いてないことになってしまってるんです。だからこそ、あそこは外し、例えば、私は児童館を残して児童館という形でやる地域があってもいいはずだし、それから十代クラブとか言われた部分という、中高生の対応の部分で、どういうふうにするのかということについてもあってもいいと思うんですが、もうこれだと全部やってしまって、もうなくなっちゃうじゃないですか。十代クラブのところも、中高生の対応の部分も。これはやはり議論の方向とはちょっと違うんじゃないかということだけは再度申し上げて、ただ小委員会としても、それで多分そのことも含めて議論をしていただいたんだろうとは思いますが、その辺だけ確認をしていただいて、その変更の部分も確かにこの間説明を受けて一応やりましたが、現実には指標も含めて関連もある部分ですからお返事をいただきたいと思えます。

金井委員： 小委員会としては既に決まった方向のもとで指標を選択していくという作業なので、決まったことについて再度蒸し返すことはしなかったということがございます。これは形式のもの、手続的な面ではありますが、実質分としては小委員会の議論の中では、どちらかというやはり小学生の全児童に広げたというのは大変方針としては重要なことなのではないか。中高生の部分よりは、小学生をむしろ広げてやっていく方が政策選択として委員の意見としては、そちらの方が望ましいという意見があったということをご紹介いたします。

K委員： 「地域福祉の推進」のところの変更案なんですが、こちらのところの変更理由のところ、地域の関係者のスキルアップというのが重要だというふうに書

いてあって、本当にそうだなと思うんですが、成果指標のところでは基準がなく矢印がアップしているの、このところがどういう感じなのか。あと内容なんです、支援困難ケースを例えば7か所で毎月1回1年弱検討して行って、支援困難ケースの事例の係数がアップしたことが地域の関係者のスキルアップにつながる。それを何年も続けることがスキルアップにつながると判断できなかった場合、内容って変わってくると思うんです。過去に私も、こういう事例検討会みたいなものでスキルアップを図るとするのは、よくとっている手法なので経験があるんですが、長いスパンでこれを成果指標として数をやっていくということが成果として上がるかというところは悩ましいところだと思うんです。そこで、どんな検討がされたのかとか、どんなアイデアがあったのかとか、結果としてこういうふうになったのかなということを説明していただけるとありがたいと思います。

金井委員： これはまさに最初、そもそも18年度から実行ということなので、正直いってどういうふうになるのかちょっとまだよくわからないというのがある。しかし、これは非常に重要なことなので、何らかの成果指標を設定したいという意向があったのではないかと思います。当初は、会議で年何回程度くらいかなということ、この回数を出した。確かに回数でどうかという0委員さんからの意見もございまして、中に議論しても最初いきなり56で、次70で、最初から70じゃなくていいのかとかいろいろ議論があったところでありまして、それでいろいろ議論していった中で、とりあえずこれ以外のもの、事務局と所管課等を含めて一つアイデアとして出したものがこういう指標ではあります。ただ、なかなか正直いいますとやってないということもあって、具体的な指標をつくりにくいということがあって、おそらくM委員さんがおっしゃったようなことはまさにこういうところで非常に重要な課題になってくるのではないかなと思います。

金井委員： どちらにしてもアイデアがあれば出していただけると、多分区側も助かるのではないかなと思うんですが。

森田会長： これにつきましては、私が言うのは余計なことかもしれませんが、これからいい資料が出てきたとか、実際の現状を見た上でまた設定していきなり何なり区の方でお願いできるかと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、成果指標につきまして小委員会のいろいろのご審議どうもありがとうございました。これでこの案を承認されたものとします。

それでは続きまして、最後の議題になりますが、「新たな地域経営の方針」についてご説明をお願いいたします。ではまた、小委員長の金井委員からお願いします。

金井委員： 資料の22-2をごらんいただければと思うんですが、先ほど最初にいただきま

した、今後の運営の方針で、実際問題、小委員会としてできるものを考えながらいろいろと検討していったというのがこの修正案でございます。修正案については、大きく分けますと二つの側面がございます。一つは、構成を整理したと。中身は変わっていないけれども、あるいはこれまでの審議会での議論をそのまま忠実に文言に起こしたものでありまして、実質的には変わっていない。けれども、構成とか位置づけを変えたとか、表現を変えたというのが1点目でございます。いわば形式的に文章を整備していった、精査していったというのが一つ目でございます。二つ目は、中身自体について、これはこういう表現の方がいいのではないか、こういう中身の方がいいのではないかとということでございます。今回、大変大きく変わっているように見えるのですが、実は大きなところは形式的な精査でございます。一番大きなところは、最初の目次をごらんいただくとありがたいんですが、3の施策の重点化、それから4の公共施設の再構築であります。これは先ほど言いましたように、基本方針を示すということが答申の非常に重要な任務だということでございます。そういう意味では「新たな地域経営の方針」のところは、この基本計画の非常に重要な方針を示すという機能でございまして、昨今「としま戦略プラン」を当初は具体的に書くということで想定されていたのですが、これにつきましては、行財政改革プランの方に入るということで答申の方では、大まかな方針を示すことが必要になってまいりました。ということで、右にあるような具体的な中身を決める方針について書き込む必要があるということで、このような構成変更になっております。今までの旧来の3がそのまま右に移行しただけ、それから旧来の4というのは新たな3-3の方に移行したということでありまして、つけ加えたのは、3-2でございますが、これはAA事業、A事業を選定するという、これまでも繰り返し繰り返し議論をして既に合意いただいたものを文章に直したというものでございます。それから、4に新しく入れたのは「としま戦略プラン」について具体的に議論をするのではなくて、方針だけを示すということで、この方針についても、もう何回も資料を出されて目にしている内容でありまして、それを文章化したということでございます。これが形式的な内容の一つ目でございます。それから、形式的な文言の精査の二つ目は、1の「参加と協働のまちづくり」ということでございます。ここで通常「きょうどう」という場合は、「働」という字を使います。これは業界ではそういうふうに使っているんですが、実は社会的には全然了解されていないということがあって、普通は協同組合の「協同」を使うとか、あるいはヨーロッパ共同体と昔言われていた「共同」という字を使うことが多いんです。もろもろ精査していきますと、この定義を見ますと、協力関係に基づいて活動するという定義なので、要は協力して活動するということを書いてありますので、漢字を正しく使うのであれ

ば「共に働く」ではなく「共に動く」と表現するのが名は体を表すということなのではないかと思ひまして文言を精査したところであります。これについては、ただ内容は全然変わっておりませんで、内容をより正しく表現するには「働」という字よりは「動」という字のほうが、活動であるとか行動というところからいくと妥当ではないのかというふうにご提案申し上げたいなと思ひているところでございます。以上が形式的な構成であるとか、用字用語の選択の問題でございませう。大きな二つ目は、具体的などどういふ表現がいいのかとか、どういふ内容を盛り込んだらいいのかということでご思ひまして、これについては個々、線が付されているような形でいろいろ意見を踏まえまして入れ込んでいったというところでございませう。とりあえず私の方は以上ですので、補足を事務局からお願いいたします。

事務局： <資料 22-2 に基づき説明>

森田会長： ありがとうございます。これについていかがでございませうか。

M委員： 「協働」の「動」の字を変えられたということは私も共感をいたします。なぜ共感をするかという、しゃべり出すと長くなるので割愛させていただきます。もしかしたら今ご説明いただいた 25 頁ミスプリなのかと思ひうんですが。

事務局： ミスプリでございませう。申し訳ございませう。

金井委員： ミスプリは実は 15 頁もありまして、一応事前にチェックしたときにはメールでミスプリですと指摘はしたんですが、直っていなかったようで失礼いたしました。

森田会長： それは、最終的に確定するときにはきちんとチェックをお願いいたします。ほかにいかがでございませうか。

金井委員： あと、25 頁に私がチェックをしたときには、「高齢化の進展等による歳出抑制」と書いてあるのを、これはちょっと違うんじゃないかと。「高齢化の進展の中にもかかわらず」とか「中でも歳出抑制」という趣旨じゃないかなと思ひてご指摘していたんですが。

事務局： 大変申し訳ございませう。その点につきましても、金井委員からご指摘いただいた内容が反映されておりませう。ただいま金井委員からお話ございました内容で修正をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

森田会長： 具体的にどういふふうに直されるんですか。

事務局： 高齢化の進展の中でも歳出抑制を図るといったような形で表現したいと思ひます。

森田会長： ほかにいかがでございませうか。これにつきましても小委員会でもかなり丹念にご審議いただいたことだと思ひますし、修正箇所につきましても、これはご審議の結果ということでご思ひますので、それを踏まえていかがでございませう。

しょうか。

L 委員： 結構です。

O 委員： 戦略プランをいろいろやったときに、私の記憶では戦略プランもそうですし、何を重点化するかという話をして、やはり言葉としては、子育て支援という話が部会の審議の中では出ていたように思います。そういう内容は、どこにどういうふうに反映されているのかなど。例えば、ファミリー世帯の定着とか、住宅の面からそういうものは、どこに反映されたのかというのがわかりません。

事務局： ただいまご指摘いただきました子育て支援ということでございますが、この子育て支援について、重要性については分野別計画の中でもうたわれているところでございます。ここの戦略プランの方針として掲げた四つのテーマにつきましては、「文化」「健康」「都市再生」「環境」自体がほかの政策よりも重要だと言っているわけではないわけでございますが、こういったテーマで 24 の柱の中に子育て支援もあるわけでございます。そういったものを横につなぐことによってよりよく効果を発揮していこうということでございますので、ここでは子育て支援というテーマについては直接出てまいりませんが、「文化」「健康」を考える中で当然これは人に対応するものでございますから、そういった「文化」「健康」という視点から子育て支援についてもより効果の高い施策を考えていこうという形で議論をいたしたところでございます。

O 委員： この「文化」「健康」「都市再生」に関しては、私が見覚えがあるのは行財政改革プラン 2004 の「としま未来への経営戦略」、この部分で出てきた文化施策、都市再生、健康施策、こういうふうに私は記憶しているんですけど。

事務局： 今、ご指摘いただきました戦略プランの「文化」「健康」「都市再生」ということもあります。ただ、戦略プランの中の「文化」「健康」「都市再生」というのは、その施策を重点的に進めるといったような色彩が強うございますが、ここでは改めて 24 の縦割りの政策をつないでいくとすれば、非常に広がりのある政策を中心に横につないでいく必要があると。そういたしますと、「文化」と「健康」と「都市再生」と「環境」というものは、ほかの 24 本の柱に絡んでいくという意味で非常に適しているということで、改めてそういった議論をした上で選定をしたということでございます。

O 委員： それを小委員会でやられたわけですね。

事務局： こういった内容を私の方で、小委員会、前回の 11 月 11 日以前も一度こういった考え方をお示ししておりますので、小委員会の中で議論をした上でお出ししているわけでございます。

O 委員： 行革 2004 の中身よりは弱い形ですよということなんですが、基本的には 2004 で出てきた部分だなと思います。特に、「としま戦略プラン」というのは、はっきりいうと具体的にどうするかというのは、また区長の方にお任せ、考え方は

こうですよと言うんですが、そうすると余計に、じゃあ、何なんですかというのがわからなくなるんです。これを入れて具体化すると、具体的には別じゃないけど、これに沿ったものがまた出てくるということですよ。それは先ほど、さっきの審議会の運営の仕方の中で、そういうものは、ここの答申には含めないけれども計画の中に入って、もっと何か具体的なものが出てくるんですか。

金井委員：　そこが誤解があるような気がするんですが、まず答申に含まれるかどうかというのは、戦略プランに関する答申に関しては答申までということ。基本計画にその戦略プランが入るかということ、それは入らないということなので、そこはちょっと誤解のないようお願いできればと思うのと、これはあえて今回の基本計画というのは、まず一つは基本計画というのは縦割りになりやすい。分野別にいろいろ事業を設定して体系化するというのとは一つの方向でありますから、縦割りの体系的にするというのは一つの役割と。2番目の役割は、その中で優先順位づけをつけるというのがこの計画の二つ目の機能でありまして、それにあたる。しかし、豊島区は一つでありますから、縦割りにして優先順位をつけることも大事だけれども、その上で縦に1回分解して体系化したものをもう1回別の織り方で織り直して、一体として豊島区の重要な横断的な戦略的なものをばらばらで勝手な事業をやるという話になってしまっても困りますから、そういうことをしていくことになろうかということになります。したがって、そういう趣旨なので、ちょっと視点が変わるわけです。

○委員：　だから、これをこういうふうに決めたら、この先どういうふうになっていくかというのが全くわからないんです。一番最初、基本計画を作るときは縦糸と横糸ということで結構わかった。縦の施策があって、それを通すものとして行革的なものと地域の協力を仰ぐものと、それから人権だったか、共同参画だったかそういうふうになってつくってきた。それが頭に残っているというせいもあるんですが、そういう観点で、はっきりいうと個別の政策がある中で、今体系としては、方針として行革的な方針とか、協働の方針とか、今言った地域経営の方針というのが出たように私は思うんですが、それとはまた別にこれやってくるということだなというのが今大体わかったんですが、そうなったときに、これを今度クロージングする行革には、どんなふうに具体化されていくのか、どういうことになるんですか。

事務局：　私もたくさん今、例を挙げられないかもしれませんが、例えば、高齢者の健康ということで高齢者福祉という政策があります。小学校で教育をやっています。そこで、給食を出しています。例えば、そこで高齢者が、高齢者福祉は高齢者だけやっているのではなくて、高齢者を学校に招いて、その給食を児童と一緒にとる。そこで高齢者は外に出ますし、そして児童とも交流して、また児童と一緒に何か歌劇を練習するとかというのは文化になりますし、そういった

同じ施策をやるのでも双方の連携を図ることによって、より効果的な政策を実現することができるのではないかと考えております。したがって、ここではたくさんのまだ具体的な案はお示しできませんが、そういった視点を持って政策を分野別という縦割りだけではなく横のつながりを実現することによって、より輝くような事業を考えなさいといったようなことの方針として考えているわけでございます。

○委員： 説明を今受けて、大体なるほどという部分はあるんだけど、今は「健康」とかそういう面が出てきましたが、例えば「都市再生」「環境」「文化」とか、これはこの図を見る限り、どっちを見ればいいのかわからないけど、こういうふうに横は連なっているけど、こんなふうに見てはいけない。「文化」と「環境」は交差しないんですか。「都市再生」と「健康」は交差しないんですか。そういうことは全く考えていなくて、これをつなぐものとして、こういう視点でやりましょうということなんですか。そこがよくわからない。

事務局： 具体的にどの施策とどの施策というところまでは、ここでは言うつもりはないということでございます。26 頁の方に図面がございますが、ここでは真ん中に「政策相互間の連携」ということで周りに 24 の政策が割りつけてございます。そして、その着眼点と申しますか、そういう形で四つの丸がありますが、どれとどれでもいいと思います。それが 1 対 1 でもいいですし、四つの施策が一緒になってもいいと思いますが、できればそういった連携を図ることが、なかなか行政の方は今まで苦手な部分もございましたので、そういった方針をいただきますと、また新たな施策展開につながると考えております。

森田会長： 今のお話でございましたが、要するに理解の仕方としましては、それぞれの施策が縦割りになっているのに対して、むしろそれを実現するために横につながって丸に徹していくと。その一つの指針として、まさに基本構想の理念を反映するような形でこの四つのキーワードを掲げたと、このような理解でよろしゅうございますか。それでは、いかがでございましょうか。小委員会で大変ご努力をいただきまして、こういう「新たな地域経営の方針」というものも任されてまいったわけですが、主としてこれは文章の整理と形式的な整理、そして今の面につきましては、申し上げたような趣旨で一番最初の審議会運営の考え方に沿いまして方針を示す。もちろん、これに従いまして、区長の方で基本計画を具体的なものを作成される場合には、当然のことながら、これが反映しているかどうかということが問われることになるかと思っておりますので、この審議会ですら十分に審議した結果といたしまして、そういう方針に従って、ぜひ具体的な計画を作っていただきたい。そういう形で考えていきたいんですが。

○委員： 私は、この地域経営の方針についても意見を出しました。当然、私はその考え方は変えていませんので、例えば、庁舎の部分については、この方針の中か

らは外しますよということについてはいいんですが、例えば、小学校の児童数の減少の問題で出しました。「また、一定の学校規模を確保するために児童数の推移を見ながら今後の学校統合の必要性を検討していく」という、これについては、私はやはり反対です。こんなに減っているから大変だから、もっと学校との連携もやっていくし、地元でいろいろなことをやっていこうということで、例えば、朝日小学校ではいろいろ区民ひろばも含めてですが、地元の人たちが頑張っていると聞いていますし、わからないですよ、これが直接そうなるかとか。一度は、区の方としては、区長もこれでやらないと言っていたわけですから、やはり縮小、統廃合をやっていくのではなくて、そうしないためにどうするか、地元で学校を核にしているいろいろなコミュニティーを作っていこうとしていた根本が、これでは崩れてきてしまうと私は思いますから、こういう方針でやってくれという方針を出すことがまず必要ではないか。

金井委員： これにつきましては、資料でいくと 22-4 で〇委員さんから出された全部について、きちんと議論したというところでございます。例えば、新庁舎の整備につきましては小委員会の中でもいろいろ議論がありまして、移転し、建て替えるということ自体も非常に重要なのではないかというご意見もありましたし、逆にいうとそれは必要ないのではないかという意見もあって、全体としてはちょっとこれは書くのは書きすぎではないかということで削除するというふうにしたというところでございます。学校の統廃合につきましては、そういうご意見は確かにいただいたというところでありまして、この場合、現区長が何を言ったかということは審議会にとっては早い話、それは区長はそう言ったというだけであって、我々としてどう考えるかという方針で、何も我々は区長が言ったからそれに従わなければならないということでは全然ございませんので、それについて幅広く考えたというところでありまして、いろいろ考えていくと、絶対やらないという感じではなくて、いろいろな方法があるという。つまり、学校を中心とした施設整備ということが非常に重要な課題になる。しかし、それには適正配置であるとか、多目的かとかいろいろな考え方がある。あるいは一般財源が投入できないとか、あるいは資産活用の場合、その場合に例えば、地域の状況を踏まえ、用途地域指定をしていくとか、いろいろなことを複合的に考えていかないとならないのかなということでもいろいろ議論をした結果、こんなところでいかがでしょうかというご提案でございます。

〇委員： そうすると、経過なんですけど、小委員会の中でこれを入れてくれというふうになったわけではないんだと私は思うんです。最初に区の方から案が出てきて、それについて意見を出したんだと思うんですけど、その事実関係は当然当たり前ですが、改めて確認したいんですけど。

金井委員： すべての手続きは基本的にそうでありまして、それはもちろん原案をつく

っていただいたということであって、それはこの審議会、基本的にはそうでありますが、私の方から提案したのもあれば、ほかの委員さんからいろいろご意見をいただいたというのは当然あるということでございます。

○委員： だから、事務局サイド、つまり区側から、行政側から出てきたということが問題でないかというのを私は指摘しているんです。ということは、方針が変わったんですかということになるから、これは改めてきちんとはつきり……。

金井委員： ただ、今後の方針につきましては、やはり虚心坦懐に何も1回かつてやったことを絶対変えられないということならば、そもそも総合計画を議論する意味がないので、そういう発想はちょっと私には理解できないので、それを言いましたら今までやったこと全部変えられないのであれば、何のために基本構想審議会があるのかという話になりますので、そういう考えには当たらないのではないかと。ただ、そういう方針はよくないという政策判断は確かにご意見としてはわかりますが、それは総合的に踏まえて統合しないという方針を固めるほどのところにまで至らなかったということではないかと思えます。

森田会長： ほかの区民委員の方は、一応これに対して了承されたのでしょうか。

G委員： 私は全く審議会みたいなこういう会議というのに素人ですから、最初は何が何だかわからない状態で会に参加してまして、でも区民一人一人自分が一番今、区にやってほしいことって、ものすごく違うと思うんです。私自身もいろいろな希望を持っていますが、皆さんそれぞれ子どものことに関して、親のことに関して、自分自身のことに関して、住まいのことに関して希望はすごくあると思う。こういう会議を通して感じましたのは、いろいろな区側の話を聞いてみると自分の希望ばかりではなっていないかと、もっともだなという部分を随分感じたんです。ですから、今の話をずっと聞いているとすごい行政不信のような感じにとれるんです。それは何かなというのは私はわからないんですが、私は逆にこういう会議をずっと通じてきまして、やはり一人一人皆さんなるべくそれぞれの希望を平にして、逆に私なんかは信頼関係が結構できたなという感じがします。ですから、そういう意味では参加させていただいて非常によかったと思うんです。

森田会長： ありがとうございます。

○委員： だから、そのところでは私自身、こういう方針、ここのことについては、今までの議会に対して公共施設の再構築の部分でこういうふうに出てきたとは考えていないので、この基本構想の方でこういうふうになりましたとなったことに大変逆に不信を持っております。

G委員： それは今までの積み重ねですか。何かそれがすごくよくわからないんです。

○委員： そうです。積み重ねです。いろいろな検討をやってきて、例えば学校のこの間進んできた統廃合の問題についても、例えば、適正配置の審議会というのは



金井委員： まさにそういう意味では、新庁舎の方は内容判断して削除した方がいいのではないかというのが小委員会の意見であった。それから、学校については今、教育委員会さんの方から説明がありました。教育分野としての議論は別途やっ  
ていかなければいけない。それからもう一つ、総合的な観点からやはりちょっと  
いろいろ確実に 10 年どうこうするということは絶対しないということも言  
い切れないのではないかとということでこういう方針になっていた。それから、  
委員のご懸念でございますが、21 頁にそういうこともあって大方針として再構  
築を進めるにあたっては、参加と協働の原則のもとということで基本的な文言  
を入れ込んでおりますので、これが全体にかぶっているということで〇委員さ  
んのご指摘、ご懸念は十分生かされているのではないかなと理解しております。

〇委員： そういうことがあったとしても、私は基本的にあの部分については反対だ  
ということだけは申し上げておきます。その他いろいろほかの部分について、例  
えば売るんですよという部分なんかも本当にこれでいったときに、「資産活用に  
当たっては区民の意見を踏まえ、地域の状況を踏まえた用途指定等の条件を付  
すなどという内容とします」となっていますが、例に挙げた南池袋の第四出張  
所の跡地は条件をつけたんですが、現実には地域からは問題になっているとい  
う点がある。現実に法律の範囲内でできるものがいろいろあるわけで、売って  
しまうと、例えば、そこから先に転売された部分なんかもどうにもならないと  
いうと変ですが、そういう意味では、やはり私はこういう方針をここで出すと  
いう、積極的な売却の活用というのは、区の手から離れてしまうということで  
残念だし、それから、私は区民の財産ということでは、本当に区民の福祉向上  
に使われるような形でやるべきだという立場です。

森田会長： お立場のお話はよくわかりますが、ほかの小委員会の委員の方も含めていか  
がでございますか。今の〇委員と同じような、サポートされるようなご意見ご  
ざいませうか。

Ｌ委員： ありません。

森田会長： おひとつ、ないとおっしゃいましたが、ほかの方もございませうか。それで  
は、あまり時間をかけて議論をしてもなかなか先に進まないかと思ひます。  
これにつきましてそろそろ決着を図りたいと思ひますが、よろしゅうございま  
すでしょうか。

Ｌ委員： 結構です。

森田会長： これも一応、採決にいたします。よろしゅうございませうか。

了承される方は挙手願ひます。賛成多数ですので、了承されたものとします。  
よろしゅうございませうか。それでは、今日三つ議題がございまして、一応すべ  
て了承いただいたわけでございます。それでは、本日の議事は以上でござい  
まして、次回は、先ほどのスケジュールにございまして、12 月 16 日で

ございます。全体会を行うことにいたしたいと思います。そこで最終的な案を確定するというところでございます。事務局から今後のスケジュールの具体的な内容についてご説明いただけますか。

事務局： 次回予定は、12月16日を考えていますので、よろしく願いいたします。また、今回は、素案のとりまとめということでございますので、先ほどミスブリもございまして申し訳ございませんでした。そういったところも合わせまして最終的にご答申に近い形でお示し思います。

森田会長： それは大幅な修正はないと思いますので、事前に委員の方にご送付いただいて、再度の修正確認をしていただくということでよろしいでしょうか。

事務局： 事前に送付するというところで準備いたします。

森田会長： それでは、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

閉会

会議の結果	議事 (1)「成果指標」の選定について、了承する。 (2)新たな地域経営の方針について、了承する。 (3)今後の基本構想審議会の運営について、了承する。 ・開催日程 次回、平成17年12月16日。
提出された資料等	【配付資料】 22-1 成果指標一覧 22-2 新たな地域経営の方針 22-3 今後の基本構想審議会の運営について 22-4 基本構想審議会委員からのご意見 ・席次表